

○秋田大学大学院医学系研究科医科学専攻の学位論文審査に関する取扱要項

第1 趣旨

この要項は、秋田大学大学院学則、秋田大学学位規程及び秋田大学大学院医学系研究科規程に定めるもののほか、秋田大学大学院医学系研究科医科学専攻の学位論文の審査に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 学位の種類

本専攻において取得できる学位は「修士(医科学)」である。

第3 学位申請の資格

修士の学位を申請する者は、医科学専攻に1年以上在学し、2回の医科学特別研究中間発表を行い、30単位以上を修得または当該年度中に修得見込みの者とする。

第4 学位申請の手続

修士の学位を申請する者は、次に掲げる書類を医学系研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願(所定用紙) 1部
- (2) 論文目録(所定用紙) 3部
- (3) 学位論文 3部
- (4) 学位論文内容要旨(所定用紙) 3部
- (5) 履歴書(所定用紙) 1部

第5 学位論文の要件

学位申請論文は和文によるものとするが、英文にて執筆されたものも認める。

第6 学位審査の方法

主査(直接の研究指導者)による口頭試験に合格した者が、医科学特別研究発表を行い、副査(主査が指名する准教授以上の教員2名)の口頭試問を受ける。

第7 学位論文審査の評価基準

学位を申請する者に課される学位論文審査では「斬新さ」、「重要性」、「研究方法の正確性」、「表現の明瞭性」の各観点にて評価を行う。

第8 審査結果の判定及び報告

- 1 医科学特別研究発表終了後、主査・副査で構成する審査委員会から審査結果が研究科教授会へ報告され、研究科教授会はこの報告に基づいて合格・不合格を判定する。
- 2 研究科長は、この判定結果に学位論文の要旨及び判定資料を添えて学長に報告する。

第9 学内における学位論文の保管

審査に合格した学位論文は、1部を附属図書館医学部分館、1部を当該専攻で保管し、閲覧に供するものとする。

第10 補則

この要項に定めるもののほか、学位論文の審査に関し必要な事項は、医学専攻教授会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 25 年 11 月 14 日から実施する。

○秋田大学大学院医学系研究科医学専攻の学位論文審査に関する取扱要項

改正 平成 28 年 3 月 10 日一部改正

第 1 趣旨

この要項は、秋田大学大学院学則、秋田大学学位規程及び秋田大学大学院医学系研究科規程に定めるもののほか、秋田大学大学院医学系研究科医学専攻の学位論文の審査に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 学位の種類

本専攻において取得できる学位は「博士(医学)」であり、「博士(甲)」と「博士(乙)」の 2 種類である。

第 3 博士(甲)の学位申請の資格

博士(甲)の学位を申請する者は、医学専攻に 4 年以上在学し、30 単位以上を修得した者とする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については当該専攻に 3 年以上在学すれば、学位を申請できるものとする。優れた業績に関する基準は、別に定める。

第 4 博士(甲)の学位申請の手続

1 博士(甲)の学位を申請する者は、次に掲げる書類を医学系研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願(所定用紙) 1 部
- (2) 学位論文 1 編 3 部
- (3) 掲載受理証明書 1 部
- (4) 学位論文内容要旨(所定用紙) 3 部
- (5) 論文目録(所定用紙) 3 部
- (6) 同意書(学位論文が共著の場合。所定用紙) 1 部
- (7) 履歴書(所定用紙) 1 部

2 審査のために必要があるときは、学位論文の副本、訳文、模型又は標本等の資料を提出させることがある。

第 5 博士(乙)の学位申請の資格

博士(乙)の学位を申請する者は、本要項第 15 及び第 16 に定める研究歴等の要件を満たし、本研究科が課す外国語試験に合格した者とする。

第 6 博士(乙)の学位申請の手続

1 博士(乙)の学位を申請する者は、次に掲げる書類を医学系研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願(所定用紙) 1 部
- (2) 学位論文 1 編 3 部
- (3) 掲載受理証明書 1 部

- (4) その他の発表論文(研究期間中に発表した論文で別に定めた「研究業績」を含むこと) 1編につき3部
 - (5) 学位論文内容要旨(所定用紙) 3部
 - (6) 論文目録(所定用紙) 3部
 - (7) 履歴書(所定用紙) 1部
 - (8) 戸籍抄本 1部
 - (9) 最終学校の卒業(修了)証明書(本学卒業者は不要) 1部
 - (10) 研究歴(所定用紙) 1部
 - (11) 研究歴(研究内容を含む)証明書(所定用紙)(本学において研究を行った者は不要) 1部
 - (12) 学位論文審査手数料振替払受付証明書貼付用紙 1部
 - (13) 同意書(学位論文が共著の場合。所定用紙) 3部
- 2 審査のために必要があるときは、学位論文の副本、訳文、模型又は標本等の資料を提出させることがある。

第7 学位論文の要件

博士(甲)並びに博士(乙)の学位申請論文は、次によるものとする。

- (1) 学位申請論文は、英文によるものとする。
- (2) 学位申請論文は、単独又は共著者数名以内の論文1編とし、審査のある雑誌に掲載された原著論文、又は掲載受理証明のある原著論文原稿とする。ただし、短報等であっても優れた業績であれば学位申請論文として認める。短報と優れた業績に関する判定基準は別に定める。
- (3) 共著論文の場合、学位申請者が筆頭著者であること。ただし、著者の記載順序を特別に指定している雑誌等に掲載された論文でこの条件を満たせない場合はその旨を明記する。
- (4) 共著論文の場合、筆頭著者がその論文で学位を申請すること及び学位取得後にインターネット上で論文の全文を公表することを、他の共著者が同意する旨の書類(同意書)を学位審査申請時に提出する。
- (5) 学位申請論文は秋田大学学位規程第8条により1編に限られているが、研究成果が分割され、複数の論文として発表されている場合には、それらのうち学位申請論文以外のものを「学位関連論文」として提出することができる。

第8 学位審査の方法

- 1 博士(甲)並びに博士(乙)の学位審査にあたり、医学専攻教授会は学位申請者ごとに学位審査委員会を設置する。学位審査委員会は博士(甲)の審査の場合は論文審査及び最終試験を、博士(乙)の審査の場合は論文審査及び学力確認を行う。
- 2 学位審査委員会は3名の医学専攻教授で構成する。ただし、必要があるときは医学専攻准教授1名を審査委員(副査)とすることができる。

- 3 学位論文の審査に当たって必要がある場合には、医学専攻学務委員会及び医学専攻教授会の議を経て、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。
- 4 講座主任、指導教員及び学位論文の共著者となっている教員は、当該学位申請者の審査委員にはなることができない。
- 5 学位申請者は、指導教員と打合せのうえ、審査委員長(主査)及び審査委員(副査)の予定者を希望できる。
- 6 講座主任は、申請者が希望する審査委員長(主査)及び審査委員(副査)の予定者と連絡のうえ審査委員候補者を決定する。
- 7 審査委員長(主査)及び審査委員(副査)は、研究科長及び学務委員会で調整後、医学専攻教授会で決定する。

第9 最終試験及び学力確認

- 1 博士(甲)の学位を申請する者に課す最終試験並びに博士(乙)の学位を申請する者に課す学力確認は、いずれも提出された学位論文を中心として、口頭発表及びこれに対する試問の形にて公開で行う。
- 2 学位審査委員会による公開審査会の開催については次のとおりとする。
 - (1) 司会は審査委員長が担当する。
 - (2) 講座主任及び指導教員の参加を原則とする。
 - (3) 学位審査委員会は他の関連する教員の参加も要請できる。
 - (4) 申請者は、研究内容に加えて、当該研究に関わる研究全体の歴史・背景、当該研究の位置づけ・独創性・意義、共同研究であれば自分の関わり方、今後の展望などを含めて発表する。(20分)
 - (5) 審査委員会は、発表内容を主とした学力審査を行う。(20分)
この際、講座主任・指導教員を含め公開審査会において参加者は誰でも討論に加わることができる。

第10 学位論文審査の評価基準

学位論文審査では「斬新さ」、「重要性」、「研究方法の正確性」、「表現の明瞭性」の各観点にて評価を行う。

第11 審査結果の判定及び報告

- 1 審査委員会における合否の判定及び結果の報告は次のとおりとする。
 - (1) 審査委員が各々合否を判定し、審査委員会としての合否の判定は多数決による。
 - (2) 審査委員長はその結果をとりまとめて「学位審査結果の要旨」(約1200字)を作成する。ただし、不合格及び「否」が1つでもあった場合の字数はこの限りではない。
- 2 学位論文審査並びに最終試験又は学力確認の結果は、学位審査委員会から医学専攻学務委員会に報告され、医学専攻学務委員会は「学位審査結果の要旨」及び合否の数を含み審査結果をもって判定し、医学専攻教授会へ報告する。医学専攻教授会はこの報告に基づいて合格・不合格を判定する。

- 3 学務委員長は、医学専攻教授会に合否の数も含めて審査結果の要点を報告し、医学専攻教授会は「学位審査結果の要旨」並びに学務委員長の報告を基に、合否を決定する。必要があるときは、講座主任及び指導教員は、参考意見を述べることができる。
- 4 医学専攻教授会において判定の結果、不合格となった者には「学位審査結果の要旨」をもって通知するものとする。
- 5 医学系研究科長は、この判定結果に学位論文の要旨及び判定資料を添えて学長に報告する。

第12 学位論文全文の公表

- 1 秋田大学学位規程第18条の2に定められているとおり、博士(甲)並びに博士(乙)の学位が授与された者は、学位を授与された日から1年以内にその論文の全文を公表する。
- 2 学位授与の日から1年以内に論文の全文を公表できないやむを得ない事由がある場合は、学長の承認を受けて、論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表する。この場合、やむを得ない事由が解消された時点で、論文の全文を公表する。
- 3 前2項に掲げる公表は、秋田大学学術情報リポジトリの利用により行う。

第13 学内における学位論文の保管

審査に合格した学位論文は、1部を附属図書館医学部分館、1部を当該専攻で保管し、閲覧に供するものとする。

第14 博士(乙)の外国語試験

- 1 博士(乙)の学位を申請する者には、研究遂行上必要な基本的語学力の試験を行う。
- 2 日本人受験者は英語の1か国語について試験を行う。
- 3 外国人受験者は英語、日本語のうち受験者が選択する1か国語について試験を行う。
- 4 外国語試験に合格していない者は、博士(乙)の学位を申請できない。

第15 博士(乙)申請者の研究歴及びその認定

- 1 博士(乙)の学位を申請する者は、大学又は権威ある研究所等において医学に関連する研究を行った研究歴(研究機関とその間の業績)を必要とする。必要とする研究期間及びその対象となる研究機関と身分は、以下に定めるとおりとする。
- 2 学位申請に必要な最終学歴に応じた研究期間は次のとおりとする。
 - (1) 医・歯学大学卒業者は、基礎医学系の場合5年以上、臨床医学系の場合6年以上
 - (2) 6年制の薬学、獣医学系大学卒業者は、基礎医学系の場合7年以上、臨床医学系の場合8年以上
 - (3) 医・歯学又は6年制の薬学、獣医学系大学以外の大学卒業者で、医学系以外の修士課程又は博士課程修了者は、基礎医学系の場合7年以上、臨床医学系の場合8年以上
 - (4) 医・歯学又は6年制の薬学、獣医学系大学以外の大学卒業者は、基礎医学系の場合9年以上、臨床医学系の場合10年以上
 - (5) 上記以外の短期大学・専門学校、その他の卒業者は、12年以上

- 3 学位申請に必要な研究歴に含まれる対象機関とその身分は次のとおりとする。
 - (1) 本研究科の研究生として医学の研究を行った期間
 - (2) 本研究科又は医学部・医学部附属病院の教員、医員（初期研修医を除く）として医学の研究に従事した期間
 - (3) 医学系大学院（修士・博士課程）に学生として在学した期間
 - (4) 大学又は権威ある研究所等の専任研究職員として医学の研究に従事した期間
- 4 前2項に定める研究期間のうち、2年以上は秋田大学医学系研究科及び医学部・医学部附属病院において研究に従事することとし、その間の身分は大学院学生、大学院研究生、教員、医員のいずれかとする。なお、これによりがたい場合は、その都度医学専攻学務委員会において審議することとする。
- 5 学位論文申請時には、前3項(1)又は(2)に定める身分を有することとする。
- 6 研究歴の算定については、医学専攻学務委員会で審査され、医学専攻教授会にて認定される。

第16 博士(乙)申請者の研究業績

- 1 博士(乙)の学位を申請する者は、学位論文の他に学会誌又は同等以上の雑誌等に掲載された医学に関する原著論文(症例報告を含む)を2編以上(うち1編以上は申請者が筆頭著者であること)提出する。掲載予定の論文の場合はそれを証明する書類を添付する。
- 2 原著論文(掲載予定の場合を含む)の提出に当たっては、その掲載(予定)誌が正式な審査機関を有するものであることを明らかにする文書(任意様式)の添付を必要とする。学会誌の場合は、学会名を記載する。

第17 補則

この要項に定めるもののほか、学位論文審査に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成25年11月14日から実施する。

附 則

- 1 この要項は、平成27年4月1日から実施する。
- 2 学位審査のあり方について(平成11年12月9日制定)は、廃止する。

附 則(平成28年3月10日一部改正)

- 1 この要項は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 第15の3に規定する博士(乙)申請者の研究歴の取扱いについては、平成31年3月31日までの間、これを適用しない。